

様 式

会議の名称	本庄市男女共同参画審議会 第3回会議
開催日時	平成29年11月8日(水) 午前・ 午後 1時30分から 午前・ 午後 3時10分まで
開催場所	本庄市役所 職員厚生室
出席者	委員：小暮委員、柿沼委員、高橋委員、白本委員、中島委員、加川委員、 巴委員、鈴木委員、堀口委員、田中委員 事務局：市川市民生活部長、赤尾市民活動推進課長、光山主査、内田主査
欠席者	阪上委員、坂上委員、吉田委員
議題 (次第)	1. 開 会 2. あいさつ 3. 議 事 （1）第3次本庄市男女共同参画プラン（案）について （2）今後のスケジュールについて 4. 閉 会
配付資料	資料1 第3次本庄市男女共同参画プラン（案） 資料2 本庄市男女共同参画プラン策定スケジュール
その他特記事項	審議会の協議により、発言者氏名は記載しないこととする。
主管課	市民活動推進課

会 議 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局	<p>本日は公私共にお忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまから本庄市男女共同参画審議会第3回会議を始めさせていただきます。</p> <p>それではまず、会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さんこんにちは。お忙しい中、参加していただきましてありがとうございます。今日は、第3回の審議会ということでお世話になるわけでございます。</p> <p>10月は本当に雨が多くてイベントが中止になったところもあったようでございます。11月2、3日の本庄祭りはすばらしい秋晴れで、正にお祭り日和でした。そういう中で一日一日、もう暮れに近づいて参りましたが、皆様方におかれましても気ぜわしい中だと思えますけれども、第3回の男女共同参画の審議会、慎重なるご審議をいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは議事に入りますが、本庄市男女共同参画審議会条例第6条第1項で、「審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。」とございますので、議事につきましては高橋会長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは議事を進めさせていただきます。</p> <p>最初に、議事（1）第3次本庄市男女共同参画プラン（案）について、資料1を見ながら事務局のほうの説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>●第3次本庄市男女共同参画プラン（案）について説明</p> <p>【43ページの変更点について】</p> <p>この部分は、ご意見があつて変えた部分ですので、これで良いかどうか、ここで多少ご審議をいただきたいと思います。</p>
会 長	<p>先程43ページについて説明がありましたけれども、ご意見をいただいて変えた部分なので、もしこれで良ければそのまま行きたいと思えますし、またこれではちょっとまずいよということであれば、言っていただければと思います。いかがでしょうか。</p> <p>43ページの赤字の部分です。「親の学習の推進」の内容がこれで良いかどうか。生涯学習課と協議されたわけですね。</p>
事務局	<p>生涯学習課のほうでは、「親の学習の推進」について、こういった形で事業の概要ですけれどもやって行きたいということでありましたので、このように。また、親の学習といただけではなかなか分からないので外に特出しをして、親の学習について説明をさせていただいてます。</p>

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
委員	来年度変わられるわけですか。
事務局	そのように聞いております。
委員	それだったらそれで良いと思うんですけども、各市町村とは、この下の親の学習、※の所に「近い将来に親となる中学生や高校生を対象とした学習活動」というのを今、盛んにやっているんですよ。ということは性教育の一環になると思うんですけども。今のご家庭というのは核家族が多くて赤ちゃんを自分の周りにいるということが少ない家族構成が多いみたいなんです。それなので赤ちゃんとお母さんを中心にした小学生の高学年とか中学生、高校生が、自分がこういうふうに生まれて来たんだということを知ってもらい、自分は将来親になるんだということにつなげるという教育を、よその市町村では大分保健授業の中で取り入れてやっているんですよ。ですから本庄市も近い将来、そういうことまで手を伸ばしていただくとありがたいと思うんですけども、来年そういう新しい取り組みがあるとしたら、そこでまた入れていただければいいのかなと思います。
事務局	今現在、「第2次生涯学習基本計画」というのがございまして、それが平成30年度までとなっているんですよ。それなので、新たに31年度からのものが、来年度、たぶん動き出すと思うんですけども、計画策定として。
委員	今、若い人たちの中で、梅毒というんですか、終戦の後に、すごく梅毒というのが流行して、今またものすごく多くなっているということで、ずいぶんマスクミで取り上げられてますよね。ですから、性教育というものをきちんとした形で、自分ということを対象にして考えられない若い子がすごく多くなっているんですよ。ですから親の学習の中でも、そういうことで自分が将来親になるとしたら、自分の今の体の部分も大切にしなければいけないんだよねということの視点で、親の学習で保護者の人にご協力いただきながらやっている地域がすごく多くなっているんですよ。ですから、新聞なんかでも埼玉版にずいぶん大きくちらほら出ていると思うんですよ。どこでも地域ではこんな取り組みをして、それがとても良かったということが出ているので、県北はすごく遅れていると思うので、そういうことをお分かりいただく何か機会があるといいなと思ってます。
事務局	こういったこの場でいただいた意見なんかも、できれば生涯学習課のほうにこういった意見がありましたというのはお伝えさせていただきたいと思っております。
委員	生涯学習計画の中で、そういう意見もあつたということで反映してもらいわけですか。

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局	そうですね。
会 長	今の※の親の学習というのは、現在こういうことを行ってますという状況説明ですよね。上のほうが事業の概要になるわけですよね。中身については生涯学習計画の中でもう1回協議していただいて。
事務局	今現在は、こういう事業の概要ですけれども1年先になりますと、もちろんこの部分の内容も変わる可能性もあると思いますので、今日いただいたご意見は生涯学習課のほうにはお伝えさせていただきたいと思います。
委 員	今のお話はすばらしいなと思って聞いていたんですけども、親の学習のところというよりかまた違うところにも関わってくるのかなと、お話を聞いていて思いました。次のところに「心とからだの健康づくり」というのも政策目標4にもありますよね。こういうところにも関わったりするような中身かなと思ったので、どこに該当するかなということも併せて考えていくといいのかなと思いました。
会 長	43ページについては、とりあえずこのまとめ方でよろしいでしょうか。
委 員	遅れて来て申し訳ありませんでした。ちょっと気になるというか、親の学習という言葉聞いた時に、まず頭に浮かぶのは、親の学習の手引書とかをPTAとか当時の教育委員の皆さんとかが協力して作られたというのがあったと思うんですよ。私はどうもその印象が強くて、PTAの中からもそういうのがあったほうが良いよねというような声が集まってできていったような印象がすごく強くあるんですけども、ここの中とか見ると確かに保護者等というようになっているんですが、PTAというような言葉とかが出てこないの、何か自分達がやったことが取られちゃって乖離したような感覚を受けないかなとそんな気がしたものですから、どこに是非PTAという言葉を入れてくださいということでもないんですけども、私が持っている印象で、そういう流れが確かあったなという印象が強く残っているものですから。
委 員	親の学習というのは埼玉県教育委員会の中の家庭地域連携課が中心になって策定したものなんですね。それが始まっている時に何か本庄市で子供の教育を真剣に考えたいという大きなご寄付をいただいた時期があって、そのお金を地域の子育てに有意義に使うのにはどうしたら良いか、上のほうの方達の話し合いの中で、本庄市独自の子育ての冊子を作ったんですね。それとだぶっちゃっているのではと思うんですよ。親の学習というのは埼玉県独自の事業なんですよ。それで保護者の方に色々なことをお伝えするのに、お話をするお相手は学校のPTAの家庭教育学級だとか小学校1年生に上が

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
委員 (続き)	る就学時の健康診断時の時の保護者の方を対象にして、小学校に上がるまでには最低こういうことをご家庭で、あと6か月ありますからできたら身につけさせてあげてくださいね、お子さんは学校に上がるとおおごししないで済みますよというふうなお話を各学校さんに行ってお話しをさせていただいているのが、家庭教育アドバイザーという形で埼玉県の事業にあるんですね。ですからちょっとそれが違うのかなと思いました。
委員	今おっしゃっていただいたとおりで、私もそれも承知しているんですけども、ただやっぱり一般の市民の保護者の方が聞いた時に大体私と同じような感覚というかそういった印象で見ている方が多いと思うので、その辺りの整理をしていただけるとありがたいかなというふうに思います。
会長	委員のおっしゃるのは、これをどういうふうにPTAとか入れればよろしいでしょうか、親の学習ができた経緯は、地域の方や色々な方達が集まって作られて、PTAの方達も関係されていらっしゃるので、色々な方達の思いを凝縮しておいた方が良いということですよね。
委員	親の学習というのは、埼玉県独自のなんですよ。本庄市ではないんですね。だからその辺を線を引いておかないと、ぐちゃぐちゃになっちゃうのかなと。
会長	家庭教育アドバイザーは県の制度ですよ。そういうのを入れる必要があるのかどうか。もし入れるとするとどういうふうに入るのかということですよ。市の事業として、これは事業概要だから。どうなんでしょうか。
委員	別なものだという記載を入れておいていただくと、良く分かるんですね。
会長	親の学習そのものは、PTAとか何とかというより地域でやりましょうということだから、どこか固定してするのではなくて、対象が幼稚園だったり保育園だったりするという、そういうことなのですが。どうなんでしょうね。
委員	それでは別に書いていただかなくても。書きようがないからですね。すみません。
会長	ということで、このままでよろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	また何かあれば、生涯学習課のほうも生涯学習計画を立てるようですので、そちらのほうでも意見を言っていただければ。
事務局	ありがとうございました。 ●引き続き、第3次本庄市男女共同参画プラン（案）について説明 【53ページの変更点について】

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
会長	前もそういう質問を出して、もう何年も前ですけども、埼玉県にあるからそれに準じればいいという意見もありました。でもどうなんですかね。市民の機運の高まりを作るとか。
委員	この男女共同参画という言葉ができて本庄市はずいぶん早い時期に機運があったんだと思うんですね。学習しなきゃという思いで、皆さん盛り上がったんですけども。あれから何年経ったんでしょう。全然進んでないような気がするんですけども。
会長	当時、二十何年前、女性の審議会の何人かで、こういう必要性でリーフレットとか啓発紙を作ったりしてた時期があったんですよ、結構早く。それがいつの間にか立ち消えになってしまったという現状があります。
委員	それで、あの時に、統合があった時に、上里は頑張ってるんだから上里と一緒にすれば向こうの作ったのを全部本庄も一緒にもらっちゃえばいいんだから、何も本庄が作らなくてもいいんだよと言われたんですよ。そのまま現在まで来てしまっていると思います。
事務局	それは条例のことですか。計画のことですか。
委員	条例のことです。宣言もして、施設もありますし、上里は全部しています。色々やり方がお上手なんだと思うんですけども。本庄市はお金がないお金がないで全部スルーされちゃって今まで来ていると思いますね。
事務局	条例に関してはお金はかからないと思いますが。
会長	条例についてはどうなんでしょう。検討を行って調整するということですが。
委員	これでやれば5年先まで何も無いということですよ。
事務局	5年先までやらないとは書いてないですけども。
委員	これは5年計画ですよ。その間には動きはあるとは思いますが。ただ、色々な方達のご意見をまとめる場を作るとかっていうことは4年先でないとない、ということになるわけですよ。
会長	この計画の中で作るか作らないか、調整と検討で終わるかというところですね。作る必要があるのであればきちんと計画の中で条例を目指しますとか。
委員	調整を行いますではなくて、目指します位の文言が入るとあと5年先には何とかなるのかなという思いは持つことができるんですけども、このままだと10年経ってもこのままかなと、寂しいなという気持ちになってしまいます。

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局	目指してという表現で。
会長	目指しますとなりますかね。
事務局	条例で何が書いてあるか分かりますでしょうか。今、議論していただいています。
会長	いわゆるこういうことの実行を、計画がありますけれども、男性と女性とが同じ権利で同じ社会参画で個性を尊重してそういうような内容だと。
事務局	目指す姿のようなものが書いてあります。市の役割、市民の役割、団体とか施設とか役割とかそのような感じですね。
委員	男女共同参画の条例というのは、他の市町村では条例があるのですか。
会長	たくさんありますよ。
委員	市で無いのは5市です。
委員	この間、通知と資料をいただきましたけれども。
会長	計画はどこの市町村でもあるんですよね。条例は任意的なものだから。
事務局	そうしましたら、検討という言葉はどうでしょうか。
会長	もし5年以内に条例の制定を目指した場合に、事務局としてはどうですか。色々皆さんの意見を聴きながらということになると思いますけど。
事務局	そうですね、もう他のところで大分もう作られている条例ですから。
会長	形はある程度決まっていますけれども、本庄市としてまだ独自に何が入れられるかというところですね。
事務局	そうですね。
会長	作る時もそんなに難しいものではないと思います。参考事例はいっぱいありますし。その中に皆さんの意見をきちっと聴いてできるかというところですよ。
委員	今、各小学校区域の福祉の関係の話し合いを今やっている最中ですよ。そういう所に出て参加する方はどういう方なのかということで、色々噂を。
会長	地域福祉計画ですか。
委員	各小学校区でやっていますよね。そこで参加する人たちというのが本当に限られちゃうんですよ。例えば10時から12時の間、あとは夜でないとだめとか、そういうふうな。子育て中の親が参加できるような取り組みとかということがなかなかない。男女共同参画ということで文言が出たとしても、それに対する学習をする時間とか場所とか講演会とかそういうことをやる時も、一方通行で、こういうことをやるんだからこれでいいんだというこ

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
委員 (続き)	<p>とになってしまうと、有名な人を呼んできて人を集めてそれで成功ですというのがほとんどの市町村で多いんですよ。それも悪くはないと思うのですが、やはり本当に学習したいんだよという人たちを対象にした小さい学習機会を持ってもらう、昼間の人たちと夜でないと出られない人たちの、そういうことの取り組み同じ学習でも昼間と夜の2回やるよとか、そういうことをやってもらうともっと学習する機会が均等に地域の中で育まれてくるんじゃないかなと。これはもう25年前から言われていることなんですけれども。</p> <p>一時、相続の問題でも色々なことでも、男の人と女の人が全然違うんだよということの学習を、女はそういうことは分からない、今までのままで色々なことが通例で流されてきてしまっているから、頑張ろうとかやる気を起こすとかということが、なかなか学習をしていく機会が女の方は少ないということ、ずいぶん前から言われているんですけども、北部のほうは大分そういう意味での改革というのがなされていなかったんですよ。</p> <p>父ちゃんは母ちゃんが離婚になってしまったら困ると思うかも知れないけれども、夫婦なんだから両方が離婚にならなければその家はしっかりできないわけだから、子育てだって何だってみんなそうなんだから、もうちょっとその辺を男女一緒に何かをするという地域づくりみたいなものを大切に考えてもらえばありがたいなと私は参加するたびに思っています。</p>
会長	<p>学習自体はそれは大事ですよ。世代が違っていてもっと若い世代では女の方が強いような感じがしますけれども。家事なんか一緒にやったりして、育児とかね。</p>
委員	<p>それは表面的なことだけで、やはり本当の意味でのお財布を握っているのは男の人のほうが多いわけだし、いざ離婚した場合におおごとしなきゃならないのは女の人なんだから、そういう意味でもっとフラットに色々なことを学習する機会を持たないと、いつまで経っても、離婚したら慰謝料はもらえない、子供の養育費も3年経ち5年経ったらだんだん崩壊して終わっちゃう。</p>
会長	<p>確かに増えてますよね。年間、本庄市で200組くらい。ただ養育にかかる費用というものの前に、離婚して子供がどうなるかという、その辺の踏みとどまって考えるということも私は大事ななと思うんですけども。</p>
委員	<p>そうですね。子供を持つ、家庭を作るということの学習を両方がしていかなければならないと思います。ある小学校で、クラスで今まで全然仲良くなかった子供同士がすごく仲良くなって、どうしたのかなと思って先生が聞いて</p>

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
委 員 (続き)	たら、君んちもお母さんが離婚したのか僕んちもそうなんだよねで、すごく仲良くなっている子供同士がいるというのが現状なんですね。そういう時代だからもうちょっと色んなことで。
会 長	それをプランの中に入れることは非常に難しいんですけども。例えば学習の機会を設けるということであれば、啓発に努めるとかそういうところで。
委 員	条例制定をどうするかというのがそもそもだったと思うんですけども、例えば男女共同参画にまつわる色んなことについてもっと学習できる機会が保障されるということって、やはり条例の中に書くことだろうと思うんですよ。そうなるとそんなに5年間もかけないで制定していこうという気持ちはお持ちなんだろうと思うんですけども、もうちょっと何とか書いてくれないと本当に進むのかなどうなのかなという気持ちになってしまうというのが、皆さんたぶん思っている心配しているところなんじゃないのかなと思います。今、委員さんがおっしゃったみたいなことというのは、女性の側が良く分かってなくて、例えば家の登記でも共有名義にしておけば離婚する時に半分だったり取り分を主張できるというようなところがあっても、もともとそういうことは父ちゃん名義にしておけばいいとあって、離婚する場面になって初めて自分の取り分がなかったんだと気がつく、そういうことすら知る機会がないというようなことなんだと思うんです。そういうふうになると色々なことについて知る機会を保障して欲しい、そういうことも含めて教育の機会というのを確固たるものにするために条例制定が必要だというご意見だったらば、ここのところはもう一言、目指しますでもいいし時期でもいいし、もうちょっと明確に分かるようにしていただくのがいいと思います。
事務局	まず、学習の機会については、こちらでも男女共同参画セミナーというので多少、講師を招いての講座とかをやる事業もありますので、うちの課でやることもあるでしょうし内容によってはまた別のところでそういうものやっていたとくというようにすることで、学習の機会についてはやっていると 思います。 あと条例について、今日お越しいただいている審議会の委員の皆様の見 としては必要性があるということでお考えであれば、やはり審議会の意見を 反映させていくような形になるのかなと思うんですけども。
会 長	条例ができれば、その中に、啓発していかなければならないというものが 入ってくる。そういうところで行政としての責任というものが課せられます

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
会長 (続き)	よね。どうでしょうか、条例については。
委員	前々回、口火を切ってしまった手前もありますので、この表を見て、まさか裏面があるとは思わなかったのですが、本庄は遅れているのではないかとちょっと思ったものですから。何か条例を制定できないネックとか何かがあるのでしょうか。例えば他のことで補完できるじゃないとか。何かありそうな雰囲気が沸々としているんですが。
事務局	前回プランの策定の時には、国の法律、県の条例、そういうのを踏まえてプランは作っていると、プランを実行していけばいいだろうというような感じで条例の内容については先送りというとあれですけども、少し出遅れた感みたいなものもあって、作らない方向でみたいな感じのことになっていたと思うんですけども。5年前の話です。
会長	審議会の中で必要性を感じて作るべきだということで皆さんの意見が一致すれば、作る方向で行ってもいいと思いますよ。
委員	県の資料で、苦情処理体制というものがありましたね。いくつかの市では既に体制ができていてということで、本庄はまだできていない。これはやはり条例制定と関係してくるということですかね。
事務局	そういうものを条例に盛り込むというのもあるかと思います。
委員	関係してきますよね。苦情処理というのは非常に大事な体制だと思うんですね。出口からさかのぼると条例は必要なのかなと。
会長	皆さんいかがでしょうか。
委員	苦情処理の体制というのは、確か県のほうであるのは他の県に比べてもなかなか埼玉県は進んでいるほうになるようなことを、前に聞いたことがあります。埼玉県の条例はそこがすばらしいみたいなことを聞いた記憶があるんですけども、私も今回これを第3回が開催されるにあたって意見をというのがあったので、ここをちょっと変えてくださいと私が言ったんですけども、少しは変えるようにということをお願いしたところ、少しこのような形で「検討を行い」という形にいただいたわけなんですけれども。 今のお話を聞くと皆さんも同じような思いの方も増えているのかなというのも思いますし、この送っていただいたものを見ると、前回の時以降に新しくできているところもありますから。前回の時だったらもっと空欄があったのかなと思うんですけども、新しくできているところも、例えば深谷だとか戸田だとか飯能とか川口とかいくつかできてきて、それでもう最後の五つになってしまったのかなと思うと、あったらどうかというよりか、もう

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
委 員 (続き)	あたりまえにあるものが本庄市の中に条例があるということがそれが普通じゃないかなという気がしますので、是非。こういう形でしたけれども。
会 長	大方の方が作るべきではないかのご意見をいただきましたけれども。どうですか皆さん、別に必要ないという方がもしいらっしゃれば。
委 員	条例というのはここに条例がみんなあるんですけれども、プランがありますよね。プランよりも条例の方が強制力があるということ、そういう見方でいいわけですよね。
会 長	条例の中でプランを策定しなければならぬとかいうのをたぶん。
委 員	条例の中でこのプランを作らなきゃということですか。でも今は本庄市はないわけですよね。
委 員	プランは作っています。
委 員	条例の中でプランを作るということですか。
会 長	もし条例を作るならば、その中にプランを作らなきゃならないというのが出てくると思いますよ。
委 員	私は検討でもいいような気がするんですよ。検討も、条例の制定も含めて検討という形でしょ。
会 長	検討の意味が、やってもやらなくてもいいよということになってしまうと。
委 員	そういう意味ではあるけれども、その中で条例も作らなければならぬという検討もあるわけでしょ。
会 長	条例を作るかどうかの検討。
委 員	そういうのも含めての検討するという事ではないですかね。プランはプランだけれども、ここで制定について検討でしょ。検討するという事は検討してそれで作らなければならぬという考えも出てくるんじゃないですか。
会 長	検討した結果、作らないということもある。
委 員	それはありますし、作るという考えもあるわけでしょ。両天秤に見ればいいんじゃないですか。
会 長	そういうのではなくて、作るという方を目指すのがいいんじゃないかというように皆さんのご意見なんですけれども。
委 員	25年経っちゃっているわけだから、あと5年先行ったら私達どうなるか分かりませんよ。
委 員	私はこれでいいと思いますけれどもね。検討ということですね。

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局	条例がないから何か進まないということではないんですけれども。
委員	<p>今、事務局がおっしゃっていただいたとおりのところもあると思うんです。でもちょっと場所が違いますけれども、総合振興計画の審議会に行った時に、もう男女という言葉自体に違和感を覚えるというような意見まで出てくる時代になっちゃったんですね。LGBT、性的マイノリティの方のご意見まで出てきちゃっているような時に、男女共同参画の条例が本庄市になくて恥をかかないかどうかということが一つ心配なこと。</p> <p>あと条例がなくても実際のもので動いているんだからいいんじゃないかというのはその按配が私達には分からないんですよね。正直言って。条例がなくても事実上のものがきちっと動くからなくても大丈夫ですよっておっしゃるんだったら、じゃあなくてもいいのかなと思うし、条例でうたわれないからその保障がないよとおっしゃるんだったら、やっぱり条例を作ってもらった方がいいかなと思うし、そのところをちゃんとお話していただかないと、正直言って、ないことの心配が取れません。</p>
会長	このプランで大方のものは一応、男女共同参画ということは目指しているわけだから、条例というのはもう一つ拘束力が強いと思うんですけれども、責務、やらなければならないというものが出てくるから、その辺はどうなんでしょう。どうですかね。作るか作らないかということです。
委員	条例を決めるとですね、それに従っていない場合、条例違反となりますよね。そうすると罰則とか何かが具体的な。
会長	たぶん努力義務みたいなものを負うと思いますけれども。具体的にはならないと思います。するべきとか。
委員	条例については書き方だと思いますね。何々しなくてはいけないとか、すべきだという、そういう義務的な規定を設けるか、あるいは努めるものとするという形であればもう少し違う感じになりますし、ないよりはあった方が勢いがつくとは思いますが。行政側からすると基本的にはあってもなくても施策自体は問題ないと思いますけど、内部的には例えば予算がつきやすくなるとかですね、男女共同参画に係る予算がつきやすくなるかも知れませんが、議会の皆さんの関心も強くなるでしょうし、行政側もそれなりに話を聞かなくてはいけなくなる、ということを見るとあったほうが勢いがつくと思います。
事務局	資料の最後のほうに、埼玉県の男女共同参画推進条例、こういう形になるかと思うんですね。59、60、61、62ページで、第1条に入るまでの前文が大分長い条例になってますが、これを見ると目的とか基本理念とか

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局 (続き)	<p>のあとに県の責務があり、ここがたぶん市の責務になるのではないかと思います。あとは事業者の責務、県民の責務ですね。それで努めなければならないというような責務のくくり方になっております。この形が一般的なのではないのかなと思います。ただやるべきことの大枠が明白になるのではないかなと。実際の細かい実施計画については、この皆さんご審議いただいた男女共同参画プランの中に、何課で何を進めると具体的に話していただいておりますので、大枠をぎゅっと締めるという形だとすればこの形のもので出来上がるのではないかなと思います。</p> <p>必ずしなければならないというものも理念のところにあります。例えば第3条の第1項の最後に「行われなければならない」、これは考え方のところですね。ずっとここは「配慮されなければならない」と理念を言っているところです。こういうところは罰則はないでしょうから。あと責務のところにつきましては、総合的に計画を作って実施するものとするとなっており、第4条第2項では「県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。」とこういう書き方になっております。第5条を見ますと、「県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。」と結構きつい言い方になっています。ただ努めなかったらどうするというのは、もちろん書いていないと思うんですけども。</p>
委員	要するに努力義務みたいなものですね。
事務局	そうですね。条例を制定することと普段やっている男女共同参画を推進することというのは、全く同じとは言えないかなと思います。ただ条例の制定は制定ということでシンボリックな話になるのかなと、意気込みを見せたり。
会長	やるべきことが明確になりますよね。それぞれの責務がですね。
事務局	今度、男女共同参画プランも事業者のやるべきことも盛り込まなければならないかなと思います。
会長	例えば5年計画の中で、次の第4次になっても同じ書き方であれば、なくてもいいのではという話になってしまうから、皆さんがこういう作ったほうがいいんじゃないかという人が多い時に、条例の制定を目指して検討する、もうちょっと前向きのほうがいいかなと思います。
事務局	行政のほうからすれば作らない理由はないです。
会長	それがあったほうが、色んなものが役割が明確になりますよね。
事務局	委員の皆さんのおっしゃるとおり、何で作らないのかとお叱りを受けてもいくらかの感じかなと思ってますが、ただ、ないからといって何もしてい

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局 (続き)	ないわけではなくてプランに基づいた施策はやっております。ただ条例を制定すべきと皆さんのご意見があるとすれば、それはこの計画に反映をするものではあると考えてますが。
会長	いかがでしょうか。
委員	私はこれでいいと思います。
会長	皆さん、いかがですか。作らなくてもいいよという意見。
事務局	この書き方は作る作らないも含めて全部検討するという書き方で委員さんがおっしゃるように作らないと書いてあるわけではありません。
委員	目指すということは作るということですよ。
会長	制定を目指して検討するといったら、もう少し前向きですよ。
事務局	それでは「男女共同参画条例の制定を目指して検討を行い、庁内での調整を行います」というふうに。
会長	調整というのは、作るか作らないかの調整ですか。その辺がおかしいですよ。
事務局	それでは「検討を行います」でしょうか。
会長	庁内での検討は、もし条例を作る時にはこれでいいかどうかの調整ですよ。
事務局	そうですね。色んな分野に影響してきますので、もちろん調整は必要なんです。作る作らないの決定というのが事務局、担当課から上に上げていく話なんです、その段階で既にもう調整しなければならないと思います。
会長	それは庁内の話であって、このプランの中では庁内での調整というのは必要ないような気がしますね。
事務局	この計画自体が、市役所の中の話が多いものですから。
会長	庁内の調整というのは計画になった時に必要ないですよ。
事務局	内輪の話だと指摘されればそのとおりだと思いますが。
会長	どうですか皆さん。非常にあいまいになってしまうんですけども、このままでいいという人もいるから。作ったほうがいいんじゃないかというようなご意見が多かったように思いますけれども。
委員	多数の原理でいいんじゃないでしょうか。
会長	もしこれで作るという方向にすれば、「制定を目指します」とはっきり、「制定に向けて検討します」という言い方があると思うんですけども、どうでしょうか。目指しますといったら断定的で、5年の内に作るということになりますけれども。

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
委員	<p>私は教育の現場から話しますと、やはりこの第3次の男女共同参画プランは5年間かけてやっていくという計画ですよ。計画をやって行く時に検討するだとか調整するだとかじゃなくて、やはり私はもうこの時代に来てて、教育の現場でも男女共同参画の教育をやっているし、もう子供達がそういう教育を受けて来ている子供が成人している時代に来ているので、やはりこの目指しますと言い切る形を、はっきりしていったほうがいいかも知れない。先程から委員さんの中からもあったけれども、なぜここまで拒もうとするハードルがあるのであれば、その場所を話してもらえれば我々も検討できるのだけれども、何かこう見えないうところで拒んでいるんだらばそれはどうということなんだというのを私なんかは分からないですね。これだけの文章をわずか2時間くらいで検討しろといっても私はそんな能力はないですから、事前にこういうものをできれば配付しておいてもらえれば、ちゃんと読み込んできて、ここで各市町村の条例であるとかというのを見てこられたと思うんですけども、主に理念法であるので皆さんも覚えておられると思うんですけども、第1回の時に市長から審議会に諮問されるわけですよ。条例がないと諮問という形になるわけですよ。条例さえあればこれは市でやることですから諮問されなくてもその中で審議会が設置されるわけですから委員さん達ができるということになる、そこは大きな違いだと思うので、5年間かけて制定しますということでもいいんじゃないでしょうか。私はそう思います。</p>
会長	<p>委員さんからそういうご意見をいただいたんですけども、はっきりと目指したほうがいいということですけども。いかがですか。目指すということで断定的に言い切ってしまうて大丈夫でしょうか。もし反対の方がいなければ目指しますということでもよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは、この部分は「男女共同参画の施策の推進のため、男女共同参画条例の制定を目指します。」ということで。</p>
会長	<p>よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>色々のご意見ありがとうございました。</p> <p>●引き続き、第3次本庄市男女共同参画プラン（案）について説明</p> <p>以上、プラン(案) についての変更部分とか追加部分になりますけれども、プラン（案）についての説明は以上なんですけれども、その他のご意見に対する対応についてご説明を申し上げます。</p> <p>まず前回の時にひきこもりの方への対応についてということでご意見を言っていました。市の地域福祉課に話をしまして、話を聞いて、平成</p>

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (続き)	<p>30年度に「第2期本庄市地域福祉計画」の策定を予定しております。まだ具体的にどのようにしていくのかは未定とのことでしたけれども、審議を行う本庄市地域福祉計画審議会の委員の中に「ホッと居て」という団体の代表の方が入っており、また、計画の策定にあたり基礎資料として実施するアンケート調査の中において、「地域での課題」の設問に対し、「ひきこもっている人がいる」という選択肢を設定しているということです。アンケート調査の結果や審議会でのご意見によっては、ひきこもりの方についての何らかの位置づけがなされる可能性があります。本庄市でこのような動きがあるということをご報告いたします。</p> <p>次に、自治会長の女性の割合の議論からの流れにおいて、地元地域社会への女性参加について何か盛り込めないかのご意見がありました。災害等の有事だけではなく、普段から女性が地域社会への関わりや、女性が多い民生委員さん、婦人会などと横の連携を持つべきとの議論がありました。これにつきましては、地域によって関わりがある地域と、薄い地域があり温度差があるということや、関係団体とも関連することから、プラン（案）の50ページの中で、下の表の「①関係機関との協力体制の構築」、こういう中で、この部分で包括できるのではないかと考えております。</p> <p>あと、ご意見として、子育てと関連して、市内に病院等の医療機関が充実していないため、市外の深谷日赤病院、伊勢崎市民病院、藤岡総合病院にかかることが多いということで、せめて新しい保健センターに医師の配置や夜間の受付をして欲しいのご意見がございました。男女共同参画プランの中には盛り込めないかも知れませんが、というようなことだったのですけれども、やはりハード面ではなくて、ソフト面でのプランとなることから、プラン（案）にはなじまないのではないかと考えております。ただ、実際に新しい保健センターができて木曜日には夜間診療ですとか、日曜日には医師が来て診療しておりますので、特にここでプラン（案）に載せる必要はないかなとは思っております。</p> <p>プラン（案）の説明は以上となります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。課長のほうから、今、説明をいただきました。大幅に資料等、それから本庄市の現況と課題を加えていただきまして、現況と課題は何か気がついたことがあれば教えていただいて結構ですけれども、審議会の第1回、第2回を含めて、皆さん方からいただいたご意見や直したところ、そこに注目していただいて、他のところでもいいんですけども、ご意見があればお伺いしたいと思います。</p>

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
委員	33ページですけれども、この赤いところが入りましたよということで説明があったので見ましたが、平成24年度と平成27年度を比べると、27年度のほうが最近なのにとの部分でも、これは本当の数字なのかなと思っていてはすけれども。要するに男女の地位が平等になっているとを感じる人というのが、色々なこの家庭、教育、職場、地域活動の場、社会通念、法律や制度、全ての面において24年度よりも27年度のほうが、平等だと思っている人がこんなに少なくなってしまうということでは、一生懸命こういうのをしてもなんだか後退しているのかなと思ってしまうんですけれども。この辺りちょっと説明していただければ。
事務局	数値的には基本的に間違いないかと思うんですね。埼玉県からのものですので。
委員	年度が逆ということはないんですね。
事務局	もしかしたら、よっぽどな稀なケースかも知れないですけれども、アンケート調査ですから抽出した県民の方からいただいているアンケート調査の結果になるので、アンケート調査に答えてくださった方が、この27年度についていうと、こうに感じた人がアンケート調査をして自分の意見を提出してくれたという、こういう考え方でしか、ちょっと言えないんですけれども。
委員	聞き方が違うとかということはないんですか。同じことで聞いたんですかね。
事務局	この内容で聞いていると思うんですけれども。
会長	これを入れると、後退しているのではという意味合いになっている。
事務局	私もちょっとそれは感じたところではあるんですけれども。
会長	この数字は県も表に出しているのですか。
事務局	出していると思います。
会長	比較して出しているのでしょうか。
事務局	比較して出しているかどうかはちょっと、ただ普通アンケートを取ったら前回のものとは通常比較するかなと思うんですけれども。
会長	県のほうもこれを見た時に、とりあえず疑問がありますよね。
事務局	そう思いますけれども。
委員	前回私達がいただいた平成25年10月に出た第2次のこの項目、今、委員さんをご指摘した項目は、本庄市生涯学習推進計画策定にかかるアンケート、本庄市のデータを載せているようですね。その場合は平成19年度から平成24年度は確かに数値は上がっているようです。ただ今回は埼玉県の意

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
委員 (続き)	識調査を載せているというところに違いが出てしまっているんですね。
事務局	前回の時は生涯学習課のほうでアンケートを取った結果があったので市のほうのものを載せたんですけども、先程の説明の中で生涯学習課がアンケートするのが来年度だということなので、本庄市のほうのアンケート調査結果というものが出てないので、県のほうのアンケート調査結果を今回載せたわけなんですけれども、県のほうがこういう結果が出ている、実際本庄市も取ったらもしかしたら下がった数値が出てくる可能性もなくはないともちろん思いますけれども、今回のアンケート調査結果に限っていえばこのようになっています。
会長	見た人が後退しているというイメージはありますよね。
委員	アンケートの質問の内容が一緒だとしてですね、埼玉県以外の県、日本全国でかなり平等感というのが良くなってきている、埼玉県だけが遅れてますねというのがこの結果ですよ。
事務局	今、分析するとなるとそうなのかも知れないですね。これを見て、下がっているから何かおかしいなとただ思うのか、これを見た方が私はそうは思わないけどな、というのもしかしたらあるかも知れない。
会長	17ページが北部と埼玉県でなっていますが、項目が違うのですね。
事務局	<p>県のほうで24年度も北部地域というのをデータを持っていて、北部地域の中で比べてみて、とりあえず17ページの図表については27年度のものだけですので対比はさせてないわけですけども、24年度の時に北部地域のだけのデータがもし仮にあって、その北部地域で比べたら数値がまた違うということであれば、そちらを載せるというのものもあるかなとは思いますが、</p> <p>前回の時が本庄市と埼玉県、本庄市のアンケート結果と県だったんですね。24年度の埼玉県の北部地域というのもしあって、北部地域の部分で対比させてみるか、その数値も下がっている可能性もあるかも知れないですけども。もしかしたら上がったりすることもあるかも知れないですけども。その辺を確認してみます。</p> <p>差が少ないとか、もし仮に北部地域も全部下がっているにしても、差が少なければ北部地域のデータを載せるか。</p>
会長	それは調べていただいて、あまり実績が落ちているのは、こういう計画を作る上で好ましくないと思いますので。後退しているんだったら、よけい条例を作らなければならないということですよ。

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
委員	北部というのは児玉郡市だけなんですか。
事務局	児玉郡市だけではないと思います。大里、秩父が北部というと大体入るのかなと。
委員	県内4つに分けて北部ということですよ。
事務局	どこうたっていないので、普通北部というと児玉、大里、秩父が含まれるかなとは思いますが。さいたま市だけは別にして東西南北というか。
会長	<p>この辺は事務局のほうでしかるべき資料でお願いしたいと思います。他に何かありますか、皆さん。</p> <p>いただいた意見の直しはこれでいいということですよ。第1回、第2回で審議会でいただいた意見も、訂正といいますか、書き換えはこれでよろしいでしょうか。あとは必要な資料の添付ですね。確かに委員さんがおっしゃったように、これを渡されて何か意見をと言われてもなかなか難しいというのは本当に思います。そういう中で皆さんにお願いするしかないんですけども。事前に渡されれば、もう少し皆さん隅々まで目を通していただけたかも分かりません。</p> <p>もし意見がないようでしたら、この件については審議をここで打ち切らせていただきます。</p> <p>2番目ですけども、今後のスケジュールについてということで事務局のほうから説明をお願いいたします。</p>
事務局	では、今後のスケジュールですけども資料2の第3次本庄市男女共同参画プラン策定スケジュールをご覧いただきまして、本日が11月8日ということで第3回の審議会を開催させていただきました。今後はですね、皆さんからいただいたご意見、先程の33ページの部分について他のデータと比較してみて、場合によって下がっていた場合には載せないほうがいいのかありますでしょうか。下げ幅が低ければ北部地域のものを、必ずしも下がっているというわけではないんですけども、もしかしたら北部地域だけ上がっているかも知れないんですが。
会長	3年間でこれだけ意識が違うということはないと思うんですよ。アンケートの仕方というか、元になる数字がお互い違ったのかなと思っているんですけども。この資料につきましてはしかるべき資料を探していただいて。
事務局	それにつきましては、こういうのがありましたということで変更しますということをお見せしていただくという形で。
会長	このスケジュールに合わせて後で報告していただきたいと思います。
事務局	今後のスケジュールにつきましては今日で基本的に固めて、パブリック

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (続き)	コメントを1月に行わせていただきます。パブリックコメントの中でご意見が出てきた場合には、それが簡易なものであれば事務局のほうで訂正をしたりするだけで直すということもあるかと思いますが、意見がたくさん出てきた場合には、また2月にもう一回審議会を開催させていただいて、こういうご意見が出ましたということではいかがいたしましょうみたいなことを審議会の中で諮らせていただくようなことになるかと思えます。もし特に意見がなければ、第4回の審議会というのは開かずに、その後は2月中に庁議報告等の必要な手続きを行って2月から3月にかけて会長、副会長より市長へ答申をして、30年4月から使うプランとして第3次本庄市男女共同参画プランの策定ということになります。先程も言いましたけれども、パブリックコメントの結果によりますが、次回の会議の日程につきましては、また、やるかやらないかも含めて会長、副会長とご相談をさせていただきまして日程等を決めさせていただきたいと思えます。その上で事務局から通知をお送りさせていただきたいと考えております。
会 長	このプランを3月末までに完成するというので、今、スケジュールのほうをお話いただいたわけですが、一つは先程33ページの資料をどうするかということと、それからパブリックコメントで意見が上がってきた時に多少のことなら事務局の判断でしていただいていいと思うんですけども、大幅な何か変えてくれといったようなものが出てきた時にはもう一回第4回を召集していただきたいと思えます。33ページについては検討していただいて、それだけで皆さんにお集まりいただくのも大変なので、33ページだけを一応目にしたほうがいいですよ。
事務局	何らかの形で皆さんに見ていただいて。
会 長	郵送なりファックスなりで、それで問題ないようだったらそれを入れていただくということでよろしいでしょうか。
委 員	一つだけ、心配というか、県北の実態を良く表してる数字があるんだっただらば、埼玉県の実態調査もおそらくは県が出すんですからアンケートの内容が違ふということはないと思うんですよ。県北の実態と合っていて、これが実態と近いんだっただらば、後退したように見えるんだっただらば後退したなりにどうしていくのかということのほうが大事なんだろうと思うんです。実態に即したものが分かるんならば、そのようにしていただくのが、つじつま合わせで、施策が進んで効果が出てきてそれが実感としてないんだっただらば、ないんだよということが明らかになったほうがいいんだろうと思うんですけども。

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局	先程も言ったんですけども、これを見た結果、私はそうは思わないんだけどな自分の周りもずいぶん進んでいると思うんだけどなと思う人も中にはいるかも知れないですし、こういう結果なのかそれだったらまた変えていかなくてはいけないねというそういう考えの方も出てくるかも知れませんが、そういうご意見もいただけると、事務局としては助かるという言い方は変かも知れませんが、こういう結果が出てしまっている以上、そう思いますが、ただ北部との比較はしてみたいと思いますので、そこでご了承いただければと思います。
会 長	その辺はよろしく願いいたします。今、スケジュールについてお話していただきましたけれども、皆さんのほうで何かご意見がありますか。その他もないですか。それでは審議のほうはこれで終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局	ありがとうございます。それでは閉会の言葉を副会長からお願いいたします。
副会長	本日はたくさんのご意見をいただきまして、立場を変えて色々なご意見が出た状況はとても中身の濃い環境になったと思います。本当にありがとうございました。これにて閉会いたします。

会 長 高橋和美